

区分・種別	県指定有形文化財（彫刻）		
名 称	もくぞうとばつびしゃもんてんりゅうぞう 木造兜跋毘沙門天立像 1 躯		
所 在 地	大洲市手成		
所 有 者	金竜寺	管 理 団 体	
指定年月日	昭和40年4月2日		
解 説	金竜寺は、肱川をさかのぼることおよそ8キロメートル、米津の北方高地の手成にある。無住の寺は地元の人々にみまもられ、折々の集会の場などともなっている。 この寺の兜跋毘沙門天立像は、右手を上方にあげ、左手は下げて腰脇に構え、形のごとく地天の両掌の上に立っており、地天を含め像高172.8センチメートルのハルニレと思われる材を用いた一木造で、右手首より先と左前膊部より先及び持物が欠けている。 像は、両腕、地天まですべて一材から木取りされ、大きくみひらいた両眼を刻み、太づくりのあらあらしい刀技のもので、地方作らしい粗豪さに独特の力強さを示している。像容は古風にみえるが、製作は10～11世紀ころのものと思われる。 現在、像は金竜寺に近接する集会所内に県指定有形文化財「木造吉祥天像」と共に安置されている。		

